

会社やご自宅で保管していませんか？

広島県収入証紙の 買戻し期限が 迫っています!!

買戻し期限

2019年10月31日まで

今年です!



広島県収入証紙は使用できなくなっています。

広島県では平成 27年 10月 31日より収入証紙による各種手数料の納付を廃止し、現金または納付書による納付に切り替わっています。現在、お手持ちの証紙は使用できなくなっていますが、上記期限までは証紙の買戻しを受け付けていますので、買戻し方法をご確認の上、受付窓口にて期限内のお手続きをよろしく申し上げます。

早めの手続きをお願いします!



未使用の収入証紙を買戻ししています。

- 現金還付もしくは口座振替で買戻しいたします。
- 申請書等に貼り付けてある未使用の証紙の買戻しも可能です。
- 著しく汚染・損傷している場合は買戻しできませんが、軽微なものは買戻しができます。詳しくはお問い合わせください。
- 手数料は一切かかりません。 ● 収入印紙ではありません。

買戻し手続きについて、詳しくはウラ面をご覧ください。

お問い合わせ

広島県会計総務課 出納・システム管理グループ ☎082-513-2112

未使用の収入証紙の買戻し手続きについて

請求方法	窓口持参	郵送
買戻し期限	2019年10月31日	
受付窓口	以下の窓口一覧をご覧ください。	
返金方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口において、その場で現金を返金します。 ・ 買戻しを希望する証紙の合計金額が 1万円以下 の場合に限ります。 (1万円を超える場合は口座振替になります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買戻しを希望する証紙の金額にかかわらず、口座振替により返金いたします。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県収入証紙買戻し請求書兼領収証書 ・ 口座振替依頼書(郵送もしくは合計額が1万円を超える場合) ・ 上記書類には認印が必要です。 <p>※必要書類は窓口にて配布、もしくはホームページよりダウンロードしていただけます。 また、会計総務課から送付する事も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。</p>	

買戻し手続き窓口一覧

受付時間 8:30～17:15

休日 土・日・祝

※各総務事務所での受付は、買戻しを希望する証紙の合計金額が **1万円以下** であって、窓口還付の場合に限ります。

買戻し受付窓口	受付方法	還付方法	所在地	電話番号
会計総務課	持参または郵送	窓口還付または口座振替	広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 1階	☎082-513-2112
西部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	広島市中区基町 10-52	☎082-513-5483
西部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	廿日市市桜尾本町 11-1	☎0829-32-1141
西部総務事務所 呉支所	持参のみ	窓口還付のみ	呉市西中央 1-3-25	☎0823-22-5400
西部総務事務所 東広島支所	持参のみ	窓口還付のみ	東広島市西条昭和町 13-10	☎082-422-6911
東部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	福山市三吉町 1-1-1	☎084-921-1311
東部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	尾道市古浜町 26-12	☎0848-25-2011
北部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	三次市十日市東 4-6-1	☎0824-63-5181
北部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	庄原市東本町 1-4-1	☎0824-72-2015

買戻し手続きについてご不明な点は、
お問い合わせいただくか、もしくはホームページをご覧ください。

証紙買戻し 広島県

検索

